

平成 29 年 7 月の市民の声（全 1 通のうち 1 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇消防団員の報酬について

【ご意見・ご提案など】

消防団の報酬について、団員から部に委任状を提出させ、部に一任しているようですが、望まない飲食等（団活動）に使用されますし、個人の生活費等に充てたいので、部に委任したくありません。しかし、部に迷惑をかけたくないのも、内心嫌々ですが委任状に署名しています。

そこで質問とお願いです。委任しない場合は当然直接支払っていただけると考えていいでしょうか。また、「委任したくない」と部で発言しやすい環境を整えてください。

（平成 29 年 7 月 6 日）

【お返事】

南魚沼市では、消防団の各部から提出された委任状に基づき、団員の報酬等を各部が指定する口座に振り込んでおります。この支払い方式に対しては近年様々のご意見をいただいております。市としても現在の支払い方法が全消防団員の理解を得ているとは考えておりません。

平成 28 年に、県内の他市において同様の問題が取り上げられました。これを受け、当市では平成 28 年 11 月に従前どおりの委任払いとするか、団員個人への支払いに変更するかの検討を消防団幹部へ要請しました。各部の意見を集約した上で検討いただく内容であり、作業は現在も継続中です。

報酬等の支払い方法を個別で選択できる方式にした場合、事務手続きを適正かつ迅速に行うことが困難となることが懸念されます。したがって、現状で行っている委任払いを継続するか、または個人払い方式に変更するのか消防団組織の総意として統一した選択を願いたいと考えております。

なお、年間の報酬額が一定額を超える分団長以上については、現在も個人への支払いをしています。これは、国税庁の示す所得税基本通達により税に対する会計処理を個々に行う必要があるためです。

消防団の運営に関して、市や消防本部が直接的に言及することは難しい状況にありますが、消防団幹部に対し組織の活動や運営等について風通しの良い環

境を整えていただくよう伝えますので、ご理解をお願いします。

(担当：消防本部消防庶務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

※ 回答後に開催された消防団本部会議の結果、以下の3条件を付すことを前提として、支払い方法を従前通り委任払いとすることが決定しています。

- ① 各部に委任払いされた報酬等は、原則として個人に支払う。
- ② 部内で合意が得られた場合は、報酬等を個人に払わず部の予算として運用できる。
- ③ 部の予算とした場合は、年度ごとに部員へ収支決算報告を行う。